ウ　加算点　加算点は、⑴イからエに示す評価項目について、最大30点を与える。
　なお、⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。
⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施
　施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑷　落札者の決定方法
ア　次の㋐から㋒までのすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までのすべての要件に該当する他の入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足していること。
㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、各種提出様式に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。
　受注者の責めにより提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行い、併せて工事成績評定点を減ずる措置を行う。

4　入札手続等
⑴　担当支社等　〒532―0003 大阪市淀川区宮原三丁目５番36号（新大阪トラストタワー）
　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部　大阪支社総務部契約課契約係　電話06―6394―6029　ＦＡＸ06―6394―6044
　メールアドレス　keiyaku.osk@jrtt.go.jp
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
ア　交付期間　平成28年６月24日（金）から平成28年８月31日（水）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで。
イ　交付場所　4⑴に同じ。
ウ　交付方法　上記交付場所で電子媒体により交付する。
⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所
ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書及び施工計画提出通知書を送信するとともに、申請書及び資料は、提出場所へ郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。ただし１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。
イ　提出期間
㋐　郵送による提出期限　平成28年７月25日（月）16時必着。
㋑　持参による提出期間　平成28年６月24日（金）から平成28年７月25日（月）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。
ウ　提出場所　4⑴に同じ。
⑷　入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所
ア　入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。
イ　入札及び開札の日時、場所
㋐　電子入札システムによる入札の締切りは、平成28年８月31日（水）13時まで。
㋑　持参の場合は、平成28年８月31日（水）13時までに機構鉄道建設本部大阪支社総務部契約課契約係に提出すること。
㋒　郵送による入札書の提出期限は、平成28年８月31日（水）13時必着（郵送による入札書の提出場所は、機構鉄道建設本部大阪支社総務部契約課契約係）。
㋓　開札は、平成28年９月１日（木）10時機構鉄道建設本部大阪支社にて行う。
⑸　工事費内訳書の提出　第１回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を次により提出すること。
　なお、提出された工事費内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
ア　電子入札システムにより入札書を提出する場合は、入札書に工事費内訳書のファイルを添付し同時送付すること。ただし、工事費内訳書ファイルの容量が２ＭＢを超える場合は、別途、郵送又は持参すること。
イ　１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して郵送又は持参すること。
⑹　入札執行回数　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。
⑺　入札の辞退　入札の執行完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。
　ただし、辞退者に対し詳細な辞退理由書及びその裏付けとなる客観的な資料の提出並びにその内容について説明を求める場合があるので、その場合は、辞退者はこれを拒否することができないものとし、拒否した場合は不誠実な行為とみなして指名停止等の措置を行うことがある。
　なお、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以降の指名等において不利益を受けることはない。

5　その他
⑴　工事費は、当該工事を単独工事として積算している。
⑵　同一業者が同種の工事を隣接する施工場所において、同時期（施工中の工事で施工期間が重複している場合を含む。）に落札した場合は、当該工事を一括発注した場合の工事費の積算方法（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の経費比率）を基礎に協議のうえ、契約締結後に請負代金額を精査する。
　なお、共同企業体の場合は、代表者が同一業者の場合を精査の対象とし、精査の範囲は、重複する構成員の出資比率及び工事期間を基礎に算定する。
　ただし、代表者が同一業者でない場合であっても、上位２者が同一の２業者から構成される場合は上記と同様に精査する。
⑶　手続きにおいて使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る
⑷　入札保証金及び契約保証金
ア　入札保証金　免除
イ　契約保証金　請負代金の10分の３以上（保証金納付場所　三井住友銀行ベイサイド支店）。ただし、銀行又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑸　入札の無効　以下のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ　提出した申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札
エ　工事費内訳書を提出しない者等のした入札
⑹　契約後の技術提案　工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事内容の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、示方書等による。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　4⑴に同じ。
⑾　競争参加資格の認定を受けていない者の参加
ア　２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。